

新潟県柏崎市診療所開設支援事業補助金交付要綱

平成 21 年 12 月 9 日	制定
平成 26 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 8 月 8 日	一部改正
平成 29 年 4 月 1 日	一部改正
平成 31 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 1 月 1 日	一部改正
令和 5 年 6 月 20 日	一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、市内において医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（歯科診療所及び事業所内に開設し、従業員のための診療所を除く。以下同じ。）を新規に開設する者等に対し補助金を交付し、地域の医療体制の確保を図り、もって市民の健康維持及び増進に資することを目的とする。

(交付の手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する診療所の開設者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 市内において、新規に開設する診療所（市内での所在地の変更に伴い開設する診療所及び開設者の組織変更に伴い開設する診療所は除く。以下「新規開設診療所」という。）

(2) 市内の診療所を譲り受け、又は引き継ぐことで管轄の保健所に届出する診療所で、市長が別に定めるもの（以下「継承開設診療所」という。）

(補助区分、補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の補助区分、補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 別表に掲げる補助対象経費は、医療施設としての機能を有するために必要な額に限る。

3 補助対象者が申請できる別表に掲げる補助区分ごとの補助金は、それぞ

れ1回限りとする。

(事業計画)

第5条 補助金を受けようとする補助対象者は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、事前に柏崎市診療所開設支援事業補助金施設整備事業計画書（別記第1号様式）又は柏崎市診療所開設支援事業補助金設備整備事業計画書（別記第1号様式の2）を市長に提出して協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、補助金の交付の可否について調査し、その結果について内示するものとする。
- 3 補助対象者は、前項の規定による内示の前に補助事業に着手してはならない。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に柏崎市診療所開設支援事業補助金交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに補助金の交付又は不交付を決定し、交付する場合にあっては柏崎市診療所開設支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市診療所開設支援事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式の2）により、申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付条件)

第7条 この補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 地域において、良質な医療の提供に努めること。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年間、診療を継続すること。
- (3) 前号に規定する期間を経過する前に診療所を廃止又は休止するときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 第2号に規定する期間を経過したときは、事業を継続していることの報告をすること。
- (5) 市が行う検診等の事業に協力すること。
- (6) その他市長が必要と定める事項

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者は、申請の内容を変更しようとする場合は、柏崎市診療所開設支援事業補助金変更承認申請書（別記第4号

様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該事業が完了した場合は、速やかに柏崎市診療所開設支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理した場合には、実績報告の内容を審査し、その報告に係る補助事業の目的に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市診療所開設支援事業補助金確定通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、申請者が第7条に定める条件を満たさないと認める場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助金の返還の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

2 この要綱は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の交付については、平成36年5月31日までの間は、廃止後の新潟県柏崎市診療所開設支援事業補助金交付要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

別表（第4条関係）

補助区分	補助対象経費	補助率等
建物建設費補助	新規に建設する100万円以上の建物工事費	ア 補助率 1／2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2／3 イ 補助限度額 2,000万円
建物取得・改修費補助	購入・譲受けする100万円以上の建物の取得費及び改修工事費	ア 補助率 1／2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2／3 イ 補助限度額 1,000万円
設備整備費補助	1台10万円以上の医療機器の購入費	ア 補助率 1／2 ただし、診療科目が小児科又は産科の場合は、2／3 イ 補助限度額 1,000万円

別記

第1号様式（第5条関係）

柏崎市診療所開設支援事業補助金施設整備事業計画書

年　月　日

柏崎市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

1 診療所の概要

名 称	
開 設 者 名	
所 在 地	
開 設 予 定 日	年 月 日
診 療 科 目	
診療日及び時間	

2 施設整備事業計画の概要

整 備 事 業 期 間	着 工 年 月 日	～	竣 工 年 月 日
施 設 構 造			
施 設 面 積	m^2	(うち医療施設に係る部分)	m^2)
事 業 種 別	取得(購入)・新築・増改築・改修・その他()		
事 業 費	円	(うち医療施設に係る部分)	円)
敷 地 の 状 況	自己所有地	・ 借 地	・ 自己所有地及び借地

3 添付書類

- (1) 開設者の医師免許証の写し
- (2) 施設図面等の資料
- (3) 事業費の内訳が分かる資料
- (4) その他市長が必要と認める資料

第1号様式の2（第5条関係）

柏崎市診療所開設支援事業補助金設備整備事業計画書

年　月　日

柏崎市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

1 診療所の概要

名 称	
開 設 者 名	
所 在 地	
開設（予定）日	年 月 日
診 療 科 目	
診療日及び時間	

2 設備整備事業計画の概要（1台10万円以上の医療機器に限る。）

品 目	銘 柄	規 格	員 数	単 価	金 額	設 置 場 所

3 添付書類

- (1) 開設者の医師免許証の写し
- (2) 医療機器の見積書
- (3) 医療機器のカタログ
- (4) その他市長が必要と認める資料

第2号様式（第6条関係）

柏崎市診療所開設支援事業補助金交付申請書

年　月　日

柏崎市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

年度において、柏崎市診療所開設支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|--------------|------------------|----|
| 1 補助申請額 | 金 | 円 |
| | (うち、施設整備費補助に係る金額 | 円) |
| | (うち、設備整備費補助に係る金額 | 円) |
| 2 経費所要額調書 | | |
| 3 事業計画書 | | |
| 4 その他参考となる資料 | | |

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

柏崎市診療所開設支援事業補助金交付決定通知書

様

柏崎市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった柏崎市診療所開設支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる柏崎市診療所開設支援事業補助金交付申請書記載のとおりであること。
- (2) 対象事業の内容の全部又は一部を変更しようとするとき又は対象事業を中止しようとするときは、速やかに報告し、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）及び新潟県柏崎市診療所開設支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (4) 地域において、良質な医療の提供に努めること。
- (5) 補助金の確定を受けた日から起算して5年間、診療を継続すること。
- (6) 上記(5)に掲げる期間を経過したときは、診療を継続していることの報告をすること。
- (7) 柏崎市が行う検診等の事業に協力すること。

第3号様式の2（第6条関係）

様

第
年
月
日

柏崎市長

印

柏崎市診療所開設支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった補助金については、柏崎市診療所開設支援事業補助金を交付しないことに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

理　由

第4号様式（第8条関係）

柏崎市診療所開設支援事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日

柏崎市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

年　　月　　日付け 第　　号で交付の決定を受けました補助事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

- (1) 変更前
- (2) 変更後

3 その他必要な書類

第5号様式（第9条関係）

柏崎市診療所開設支援事業補助金実績報告書

年　月　日

柏崎市長 様

(補助事業者)

住 所

氏 名

年　月　日付け 第　　号で決定通知のあった柏崎市診療所開設支援事業について、補助事業が完了しましたので、柏崎市診療所開設支援事業補助金交付要綱第9条に規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

記

1 交付決定額	金	円
	(うち、施設整備費補助に係る金額	円)
	(うち、設備整備費補助に係る金額	円)

2 補助事業完了日

3 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 検査調書
- (4) 領収書等支払の分かる資料
- (5) しゅん工写真

第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

柏崎市診療所開設支援事業補助金確定通知書

様

柏崎市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった柏崎市診療所開設支援事業について、下記のとおり確定したので、通知します。

記

1 交付決定額	金	円
2 確定額	金	円